

6 東彼杵町条例第12号

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月8日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し管理者が定める下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>を選任する業者として</u>水道事業管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定業者」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.2ミリグラム以下</u></p> <p>(6)～(42) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、排水設備等の工事に関し管理者が定める下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>が専属する業者として</u>水道事業管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「指定業者」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.5ミリグラム以下</u></p> <p>(6)～(42) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。